

平成21年度 北海道サッカーリーグ

第7回 道北ブロックリーグ 開催要項

- 1 主催 (財)北海道サッカー協会・北海道社会人サッカー連盟
- 2 主管 旭川地区サッカー協会・空知地区サッカー協会・北空知地区サッカー協会
宗谷地区サッカー協会・旭川社会人サッカー連盟
- 3 開催期間 平成21年5月17日～9月13日
- 4 参加料 1チーム130,000円
- 5 参加資格
(財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第1種チーム(大学連盟・専門学校連盟・高等専門学校連盟に加盟したチーム・選手は除く)であって、次の条件を満たすチームに限る。
 - (1) クラブチームは、他の事業体チームあるいは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
 - (2) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が認可されたチームの選手を除く。
 - (3) 外国人選手の登録は、1チーム3名以内とする。
 - (4) 全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
- 6 選手エントリー
前項の参加資格を有したチームの選手をいう。
 - (1) 選手エントリーは、当該年度開幕戦の3週間前までとし、リーグ戦終了まで有効とする。
 - (2) 選手の登録・削除又は追加登録の手続きは、チームが所属する地区協会に行い、出場しようとする試合の7日前までに、(財)北海道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できない。
さらに、前記手続き完了後、出場しようとする試合の5日前までに、道北ブロックリーグ運営委員会へ「参加選手エントリー変更届」に所定事項を記載し、手続きが完了しなければ出場できない。
 - (3) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常に携帯していなければならない。また、背番号は正・副同一番号とし、チーム全体は1番からの通し番号を原則とする。
 - (4) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に2つ以上の背番号で出場することはできない。
また、同一チーム内において同一シーズン中に1つの背番号で二人以上の選手が出場することはできない。
- 7 競技規則
 - (1) 平成21年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。

- (2) 試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、メンバー表と共に本部に提出すること。
未提出の選手は、その試合に出場することとは出来ない。

8 競技方法

- (1) 競技時間：90分とする。
- (2) 競技形式：2回戦総当たりリーグを行う。
- (3) 競技用ボール：各チームに1シーズン3個を提供し、1試合に3個以上使用する。
なお、使用球はチームが管理する。
また、本リーグの使用球はすべて(財)日本サッカー協会検定球とし、当該年度の使用球は、道北ブロックリーグ運営委員会で決定する。
- (4) メンバー表：試合時間60分前までに本部に提出すること。メンバー用紙提出後、試合開始前に先発メンバーが出場不可能になった場合、交代予定者7名の中から補充は認めるが、交代予定者の補充は認めない。
ただし、競技時間中の交代は別とする。
- (5) 選手交代：交代エントリー7名のうち、5名までの交代ができる。

9 リーグ編成

下記のとおり6チーム編成とする。

- (1) 平成20年度北海道サッカーリーグ道北ブロックリーグ成績上位3チーム。
- (2) 平成20年度北海道サッカーリーグ道北ブロックリーグ各入替戦を行ったチームの勝者3チーム。

10 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式にて行う。
- (2) リーグ日程は、主管地区協会と協議のうえ、原則として、開催日の3週間前までに決定する。
- (3) 各節の試合開始時間、順序は道北ブロックリーグ運営委員会において決定する。
- (4) 試合が両チームの責任に因らない事情により成立しなかった場合は再試合を行う。
試合会場・日程等は道北ブロックリーグ運営委員長、各会場責任者、両チームの運営委員の協議により決定することとするが、協議が調わない場合は道北ブロックリーグ運営委員長及び各会場責任者の協議により決定することとする。
- (5) 再試合に際し、会場費等ホームゲーム開催に関する費用が、別途発生する事情がある場合はホームチームの負担とし、その他移動・宿泊等に関する費用は、各チーム独自に負担することとする。

11 順位の決定方式

次の方法により決定する。

- (1) 勝ち点(勝ち：3点、引分け：1点、負け：0点)
- (2) 全試合のゴールデファレンス(総得点-総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績(アウェイゴールを採用する。)
- (5) 以上により確定することができない場合は、道北ブロックリーグ運営委員会で決定する。

1 2 入 替

- (1) 平成21年度道北ブロックリーグ成績1位から3位のチームは、平成22年度道北ブロックリーグへ編入する。
- (2) 平成21年度道北ブロックリーグ成績4・5・6位のチームは、各地区リーグの代表チームと入替戦を行い、それぞれの勝者が平成22年度道北ブロックリーグへ編入する。
- (3) 事情により、チームの除籍または脱退が発生しチーム数が定数に満たないことになった場合は、平成21年度道北ブロックリーグの成績及び道北ブロックリーグ入替戦の成績により、上位の順に道北ブロックリーグ運営委員会において決定する。

1 3 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) ホームチームは、試合開催1週間程度前までに主管地区協会及び社会人連盟へ審判員の派遣を依頼すること。
- (3) 審判資格は、2級以上とする。
ただし、副審及び第4の審判は地区協会に於いて特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (4) 各審判員への報酬は別に定める。

1 4 競技記録及び公式記録員

- (1) 競技記録は、ホームチームが(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を配して行うこと。
- (2) 競技記録は、公式記録員1名及び補助員2名以上で行うこと。
- (3) 競技記録の担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し、記録に必要な諸準備を行うこと。
- (4) 公式記録員は、試合終了後ただちに記録内容を確認し、記録用紙に両チームの監督、主審及びマッチコミショナーの署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙は会場責任者へ提出すること。なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

1 5 会場運営

- (1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について事前に主管地区サッカー協会及び主管地区サッカー連盟と打ち合わせを行うこと。
- (3) 会場の準備は試合開始予定の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。また、後片付けは、試合終了後速やかに行い30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備及び後片付けは、7名以上で行うこと。
- (5) 会場準備及び後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ① 本部及び審判員テントの設営、机及び椅子の配置。
 - ② ピッチの作成、ゴールの設置、コーナースタンドの設置、第4の審判員席の配置
 - ③ 審判員用の飲料水及びタオル等の準備
 - ④ 使用資器材の準備、撤収、試合会場内・外のごみ等の回収

16 罰則

(1) 警告、退場の処置

- ① 警告または退場者が発生した場合の処置については、北海道サッカーリーグ道北ブロックリーグ運営要項細則により処置する。
- ② その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び（財）北海道サッカー協会にて裁定する。

(2) 棄権チームの処置

- ① 棄権した場合、原則としてそのチームを除籍処分とし、次年度以降の出場を停止する。
 - ② 特別な事由により棄権した場合、道北ブロックリーグ運営委員会が調査し、北海道社会人サッカー連盟と協議のうえ、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。この場合、これに伴う試合会場の確保・審判員の手配及び諸経費については、当該チームが負担するものとする。
 - ③ 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点3、勝ち点3を与える。
 - ④ 試合成立の必要人数は、1チーム7名以上とする。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び（財）北海道サッカー協会にて裁定する。
- (4) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置については北海道社会人サッカー連盟及び（財）北海道サッカー協会にて裁定する。

- (5) シーズンを通じて、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置については北海道社会人サッカー連盟及び（財）北海道サッカー協会にて裁定する。

17 全道ブロックリーグ決勝大会への出場

- (1) 全道ブロックリーグ決勝大会への出場チームは、平成21年度道北ブロックリーグ優勝チームとする。
- (2) 棄権した場合は、16罰則に準じて処分する。

18 マッチコミショナー

- (1) 各試合にマッチコミショナーを配置する。
- (2) マッチコミショナーは、試合開始60分前にマッチミーティングを開催する。マッチミーティングには、マッチコミショナー、会場運営責任者、審判員及び各チーム監督が出席すること。
- (3) マッチコミショナーは、試合開催（試合中を含む）におけるトラブル等が発生した場合、道北ブロックリーグ運営委員会に対し、速やかに「マッチコミショナー緊急報告書」を提出すること。

19 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、助監督が監督代理を行うことができる。この場合、事前に道北ブロックリーグ運営委員会に届け出て許可を受けなければならない。緊急の事態により、事前の許可が得られない場合は、会場責任者に理由書を提出すること。

- (2) チーム監督が長期不在となる場合は、監督の登録・削除の手続きはチームの所属する地区協会に行い、(財)北海道サッカー協会に登録が完了後、道北ブロックリーグ運営委員会に対し当該試合開催日の2日前までに「監督変更届」を提出し承認を得なければならない。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手をかねる場合は、事前に登録されたコーチをベンチ入りさせること。
- (4) 監督代理ができる者は助監督のみとし、事前に登録された者2名の中から行うこと。
- (5) 上記の(1)から(4)に違反した場合、当該チームは次節の1試合を出場停止とする。この場合の成績は、対戦チームに得点3・勝ち点3を与える。
- (6) ユニフォームへの広告掲載については、事前に(財)北海道サッカー協会の承認を得なければならない。
- (7) 掲載できる広告表示箇所及びサイズは次の通りとする。シャツ前面：選手番号の上部または下部に300C㎡を超えないサイズ、背中：選手番号の上部または下部に200C㎡を超えないサイズ、左袖：50C㎡を超えないサイズ、ショーツ前面左：80C㎡を超えないサイズとする。
- (8) 本リーグの試合球は(株)モルテン提供の試合球を使用する。
- (9) ユニフォームに関しては、(財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に従うこと。

20 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の委員会を置く。
道北ブロックリーグ運営委員会
- (2) 道北ブロックリーグ運営委員会規定は別に定める。